

令和6年12月19日

指定旧供給地点小売供給約款の 変更の認可について

近畿経済産業局長から意見を求められた下記対象事業者の指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可について「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

(対象事業者)

株式会社エネアーク関西 法人番号：5120001118733

(別 紙)

官 印 省 略
20241217近畿第31号
令和6年12月18日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款変更の認可について（回答）

令和6年12月17日付け20241216近畿第24号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可の申請について、認可することに異存はありません。